

## 1. 町県民税申告書は『郵送』での提出が可能です

申告相談会場の混雑緩和を図るため、可能な限り町県民税申告書は郵送での提出をお願いします。

郵送する際は、申告書と添付書類、本人確認書類の写しを封筒に入れて提出してください。控えが必要な人は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

町県民税申告書の関係様式は税務課窓口のほか、町ホームページにも掲載しています。窓口に来ることが難しい人、様式を印刷する環境がない人には必要な様式を送りますので、税務課までご連絡ください。

なお、確定申告書を郵送で提出する場合の提出先は光税務署です。e-Tax（国税電子申告・納税システム）を利用すれば、ご自宅から申告書を提出（電子申告）することもできます。

◇町県民税申告書の送付先 田布施町役場税務課課税係

〒742-1592 田布施町大字下田布施 3440 番地 1

◇確定申告書の送付先 光税務署 〒743-8577 光市虹ヶ浜 3-10-1

## 2. 確定申告で使用する「利用者識別番号」の事前取得について

町では確定申告の電子化を促進するため、e-Taxによる電子申告の利用増加を図りたいと考えています。そのためには、確定申告をする人の『利用者識別番号（16桁の番号）』が必要となります。町の申告会場で確定申告を予定している人で、まだ『利用者識別番号』をお持ちでない人は、事前に国税庁のホームページから『利用者識別番号』を取得し、印刷してお持ちいただくようお願いします。なお、番号は書き写したものではなく、必ず国税庁のホームページから印刷したものを持参してください。

確定申告書をe-Taxで提出することで、利便性の向上や事務の効率化にもつながります。還付申告の場合、書面で提出するよりも早く還付金を受けられるなどのメリットがありますので、『利用者識別番号』の事前取得にぜひご協力ください。

『利用者識別番号』は、国税庁ホームページ『e-Taxの開始届出書作成・提出コーナー』（<https://www.e-tax.nta.go.jp/todokedesho/index.htm>）から取得できます。

※右のQRコードから『e-Taxの開始届出書作成・提出コーナー』にアクセスできます。



## 3. 町で受付できない確定申告について

次の申告の場合は、町の申告会場では受付できません。光税務署で確定申告するか、e-Tax申告の利用をお願いします。

- ・土地や建物、株式の譲渡所得、配当所得の確定申告
- ・先物取引、暗号資産（仮想通貨）の確定申告
- ・雑損控除、住宅借入金等特別控除などの住宅に関する特別控除（初回分）の確定申告
- ・青色申告（計算書の書き方について相談される場合も含まれます）
- ・準確定申告（亡くなられた人に係る確定申告）、令和4年分以前の確定申告

## 4. 出先機関（公民館など）での申告受付時間の短縮について

年々、出先での申告者数が減少していること、また新たに申告受付システムを導入し、1人あたりの受付時間が短縮されていることから、令和6年から出先機関での受付時間を短縮します。ご理解とご協力をお願いします。